

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）
（案）

表紙（デザイン）

（令和元年9月18日現在）

唐津市

基本目標 3 男女が共に働きやすい環境づくり

▼基本的な考え方

人口減少社会を迎え、老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少するなど、わが国の社会構造は大きく変化しています。唐津市も例外ではなく、人口減少に伴い一人暮らし世帯や核家族世帯が増加し、一世帯あたりの世帯構成員が減少することで、家庭生活における家族ひとりあたりの負担は大きくなっています。(P●；第2部参照)

さらに、共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備等の家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。

以前より男性の家事や育児への参加は増加しているものの、女性の社会参加が進むなかで、男女がともに仕事と家庭や地域生活を両立させるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

また、農林水産業や、商工自営業に従事する人の就労状況は、仕事と家庭との区別が難しいことから、企業などで働く労働者とは別の視点で考える必要があります。

さらに、女性の継続した就業やキャリアアップは、依然として男性と比較すると難しい状況にあることから、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度、男女ともに育児・介護休業を取得しやすい就労環境の整備を推進します。

▼施策の方向

- (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
- (2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭と地域生活の調和）の推進

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)	出典・根拠	計画体系
女性農業委員数 (全19人)	3人 (H31年度)	7人		3-(2)
市内事業所の「女性の活躍 推進佐賀県会議※1」会員 登録数	28事業所 (H30年度)	43事業所	女性の活躍推進 佐賀県会議ホー ムページ公表	3-(1)
「ワーク・ライフ・ balan ス※2」の認知度(意味ま で知っている又は聞いた ことがある)	63.3% (H30年度)	100% 当面は70%	男女共同参画社 会づくりのため の市民意識調査	3-(3)
保育所の潜在的待機児童 ※3数	143人 (H31.2.20)	0人		3-(3)
市内企業の女性管理職(課 長職以上)登用率	19.7% (H30年度)	25.0%	女性活躍推進に 関する企業アン ケート調査	3-(1)

※1 女性の活躍推進佐賀県会議とは、佐賀県内経済団体が中心となり、女性の活躍による地域経済の活性化を推進するために設置され、県としても経済団体等と連携し、推進していきます

※2 ワークライフバランスとは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

※3 潜在的待機児童とは、希望する保育所(第1希望の保育所)に入れず、第2希望以下の保育所に入所して、転園希望を出している児童のことです。

施策の方向（１）職場における男女共同参画と女性活躍の推進

▼現状と課題

法律や制度によって、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、未だに昇進・昇給や賃金など、性別による格差があります。

市内企業の係長相当職以上に占める女性の割合は、２割程度に留まっており、女性活躍推進に関する取組が進まない企業は、半数以上に上ります。

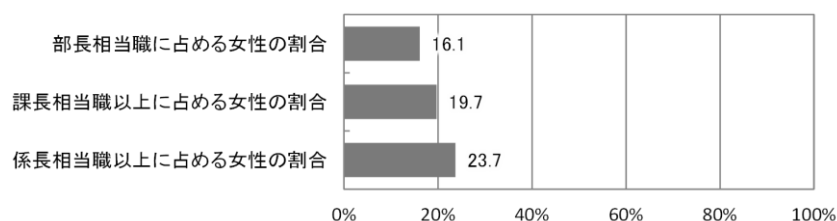
また、核家族化が進行する中、共働き世帯が増えていることもあり、家事・育児・介護を考慮した配置や勤務時間の設定が求められています。

男女がともに働きやすい職場づくりのため、男性中心型の職場風土の改革や、女性の積極的登用など、経営者・管理職の意識改革に取り組むとともに、女性が希望に応じた多様な働き方ができるよう支援します。

さらに、2019年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場でのパワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されました。

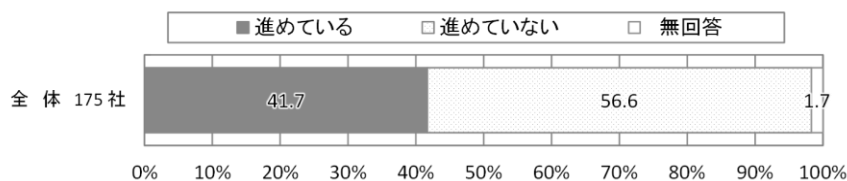
本市では、ハラスメントに関する相談窓口の設置や、社内規定でハラスメント防止措置等に取り組んでいる企業もありますが、一方で、取組を進めることができていない企業は少なくありません。誰もが快適に働ける職場環境づくりのために、ハラスメント行為の防止の啓発などに取り組めます。

【唐津市内企業における係長相当職以上に占める女性の割合】



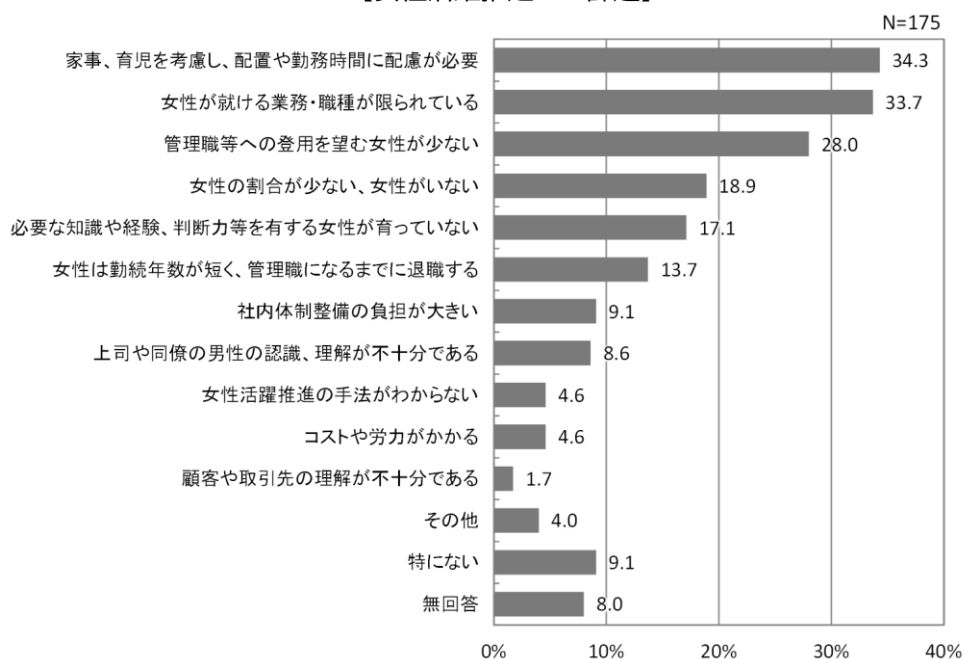
資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問4

【女性活躍推進に関する取り組み状況】



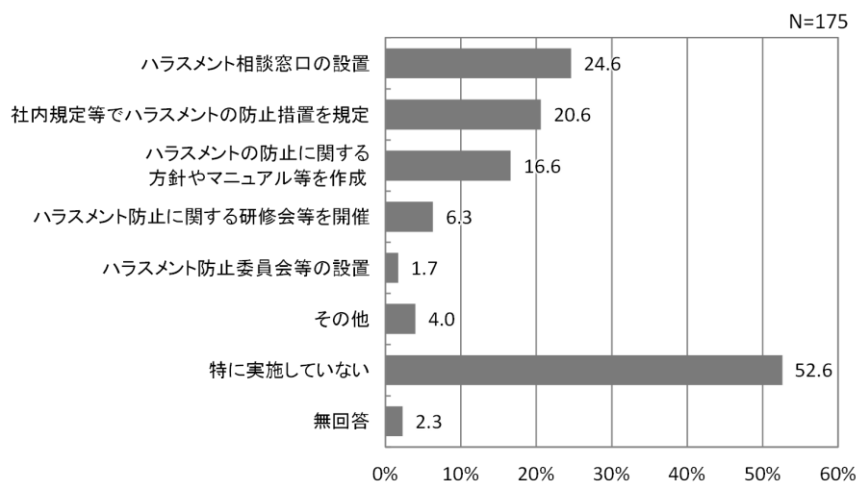
資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問7

【女性活躍推進への課題】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問8

【企業における各種ハラスメント対策の実施内容】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問16

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進		
広報活動の推進	・男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を実施する。	商工振興課
	・ 経営者 や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を実施する。 ・女性管理職登用や働きやすい職場環境の先進的取組やロールモデルの事例を収集し、情報発信する。	男女参画・女性活躍推進課
男女ともに働きやすい職場環境づくりの推進	・女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。 ・男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。	商工振興課
	・女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などに取り組む事業所への奨励制度を検討する。	男女参画・女性活躍推進課
施策②ハラスメント防止対策の推進		
ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	・職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。	商工振興課
		男女参画・女性活躍推進課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
「女性活躍推進のための取組みの状況」の割合	41.7% (H30年度)	50%

▼関連計画

・なし

施策の方向（２）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

▼現状と課題

本市の農家人口は 13,518 人（農林水産省「農林業センサス」：平成 27 年）で、うち女性は 6,813 人と全体の約半数を占め、経営者または家族従事者として生産や経営の重要な担い手となっています。しかし、農林水産業や商工自営業に従事する人は、時間的にも空間的にも仕事と生活の区別がつけにくく、特に女性は家事なども含め、長時間労働になりやすくなっています。

また、性別や世代による固定的役割分担意識や、これに基づく慣習・慣行が根強く残っていることから、経営や意思決定過程に女性が参画することが難しくなっています。

女性が男性と対等に経営などに参画できるようにするため、家族経営協定の普及や締結支援など、一人ひとりの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりや、女性の技術や能力向上に向けた情報提供などに努めます。

また、女性の就業・起業にあたっては、男性と異なった困難に直面すると考えられるため、制度や相談窓口などの情報提供やセミナーの開催など、就業・起業に必要な支援に取り組みます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①働きやすい労働環境の整備と経営への女性の参画推進		
広報活動の推進	・国や県が主催する女性管理職養成や経営参画促進のためのスキルアップ講座などの情報提供を行う。	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
労働環境の整備	・農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を指導する。	農政課 水産課
	・家族経営協定※1の普及や締結の支援を行う。 ・就業規則の改善を推奨する。	農政課 農業委員会
交流促進と後継者育成	・異業種間交流や他地域とのネットワークなどを通じた地域の活性化と後継者の育成を行う。	農政課

※1 家族経営協定とは、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたものです。家族経営が中心の日本の農業に、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営における家族一人一人の役割と責任を明確にして、個人の意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

主な取組	内容	担当課
施策②女性の就業・起業支援		
女性の就業・起業に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・能力開発セミナーなどの情報提供を行う。 ・関係機関と連携した就職・再就職・就業継続のための情報提供を行う。 ・起業支援関係の情報や融資制度などの情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・
女性の起業・経営相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。 	商工振興課
女性の就業・起業支援セミナーの情報提供と開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県などが実施する起業支援・再就職支援・能力開発セミナーの情報提供を行う。 ・市主催のセミナー開催をする。 	商工振興課 男女参画・ 女性活躍推進課
女性のスキルアップの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援を行う。 	農政課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
家族経営協定の締結数	件	件
起業支援等に関するセミナーの開催	—	5回 (5年間累計)

▼関連計画

・なし

施策の方向（3）ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭と

地域生活の調和）の推進

▼現状と課題

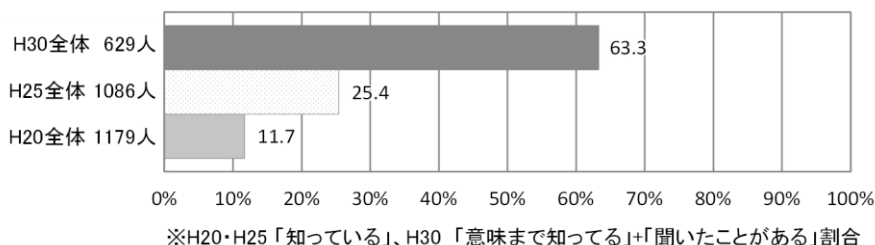
女性の社会参画を推進する上で、男女がともに職業生活と家庭生活を両立させることが重要です。

市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は6割強となっており、この10年間で知っている人が大きく増加していますが、掃除や洗濯、食事の準備・後片付け・日常の買い物の役割などの役割は、依然女性の負担が大きく、男女ともに仕事と家庭・地域生活のバランスが取れた生活とは言えない状況です。

特に、子育てや介護は、家庭生活での大きな負担となり、女性が仕事を続けることが困難な理由として、上位に挙げられています。

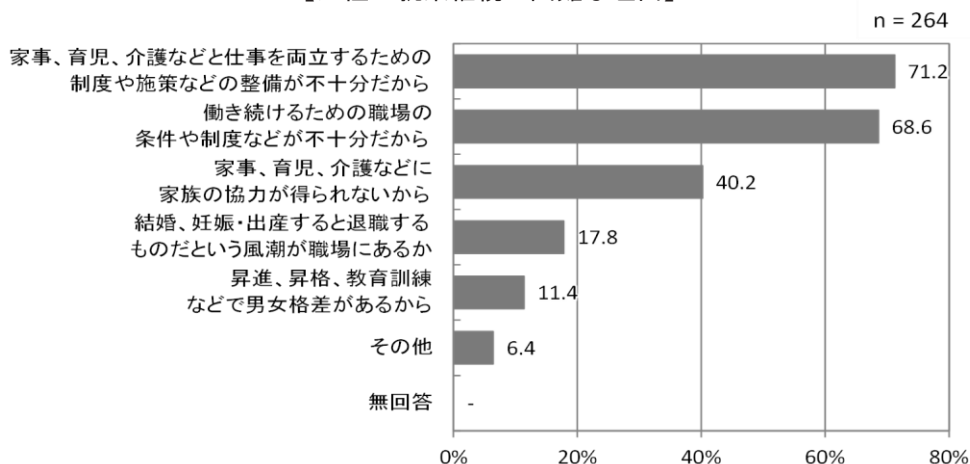
男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立するために、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行い、育児や介護をしながら安心して働き続けられるように、子育て支援・介護支援のさらなる充実に取り組みます。

【「ワーク・ライフ・バランス」の認知度】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25

【女性の就業継続が困難な理由】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問7-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供(働き方改革)		
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を行う。 ・先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。 	男女参画・女性活躍推進課 商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。 	商工振興課
職場環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が家事・育児・介護や地域活動に参加しやすいような職場環境づくりを奨励する。 	商工振興課
多様な働き方の推進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に多様な働き方の情報提供を行う。 ・短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。 	商工振興課
施策②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備		
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。 ・放課後児童クラブの整備を進め、充実する。 ・幼稚園、認定こども園の整備と運営体制を充実する。 ・多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。 ・子ども子育て支援事業計画を推進する。 ・NPO 法人唐津市子育て支援センターなど育児支援に関わる団体への支援を充実する。 ・子育て制度の地域格差を解消する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。 ・子育てアプリ（からっっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。 	保健医療課
企業への人権教育啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業でのメンタルや長時間労働、人権侵害防止等の人権啓発教育を推進する。 	生涯学習文化財課

介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない介護・看護のための工夫や制度の情報提供を行う。 ・介護者の悩みを軽減する相談体制を充実をする。 ・介護者同士が情報を交換し、互いに支え合えるネットワークづくりを推進する。 ・介護支援の環境整備や相談体制を充実する。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護の悩みや施設入所、介護予防など高齢者に関する相談体制を充実する。 ・介護サービスや生活支援等に関する情報提供を行う。 	地域包括支援課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
「子ども子育て支援計画」の指標から検討する		

▼関連計画

- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画
- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・からつ元気いっぱい健康プラン21

基本目標 4 男女間の暴力（DV）のない社会づくり

▼基本的な考え方

DV（ドメスティック・バイオレンス）※1は、犯罪行為を含む重大な人権侵害で、大きな社会問題になっています。

被害者の多くは女性ですが、男性子どもも被害者となっており、個人の尊厳を侵害する暴力は、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画社会の実現の妨げにもなります。

このような状況を改善していくために、まずはDVに対する正しく理解し、周囲の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、予防教育を推進する必要があります。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、様々な庁内の部署や庁外の関係機関との連携強化が重要になります。

▼施策の方向

- (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
- (3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

※1 DVは男女間、配偶者間などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指します。DV防止法には、「被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっている」と明記されていますが、近年は女性から男性への暴力、同性パートナー間の暴力なども問題になっています。

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)	出典・根拠	計画体系
夫婦間における次のような行為を“暴力”と認識する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① ー％ ② ー％ ③ ー％	①～③ 100%	調査対象としていなかったが今後認知度を上げることで認識の向上を促進する。	4－(1)
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	88.9% (H30 年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	4－(1)
デートDVに対する認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	52.3% (H30 年度)	60%	男女共同参画に関する中学生意識調査	4－(1)

施策の方向（１）男女間のあらゆる暴力の根絶

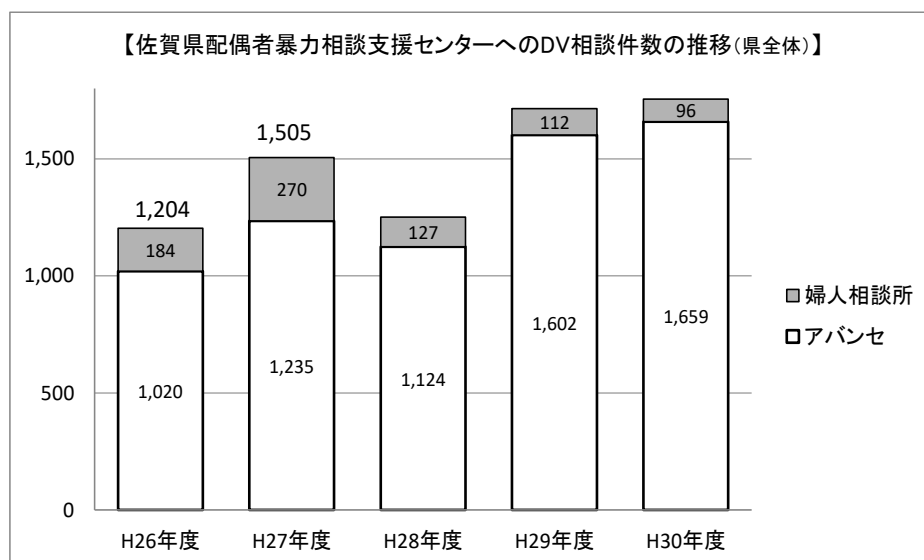
▼現状と課題

佐賀県及び唐津市のDV被害の現状として、佐賀県配偶者暴力相談支援センターや唐津市女性総合相談窓口への相談件数は年度によってバラつきがあるものの、佐賀県警察本部のDV事案取扱件数が平成30年度に過去最多となるなど、被害は増加傾向にあります。

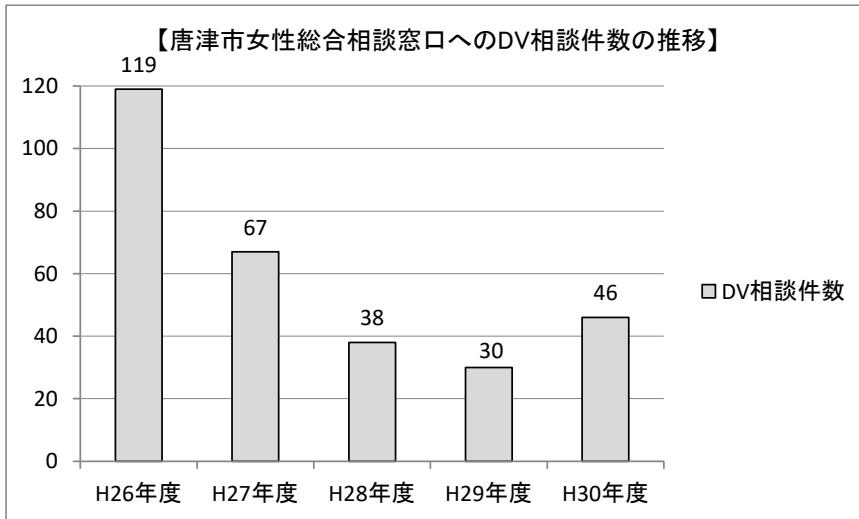
また、市民意識調査では、配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けたことのある人の割合は、2割弱と少なくありません。配偶者間のみならず、中学生や高校生などの若い世代のデートDVも問題となっており、中学生意識調査では、割合は高くないものの、デートDVを受けたことがあると回答した生徒が見られました。

男女間の暴力を未然に防止するとともに、暴力が発生したときは早期に発見し、適切な支援につなげるためにも、どのようなことがDVなのか理解を深め、被害者にも加害者にもならないために意識啓発と情報提供が重要になっています。

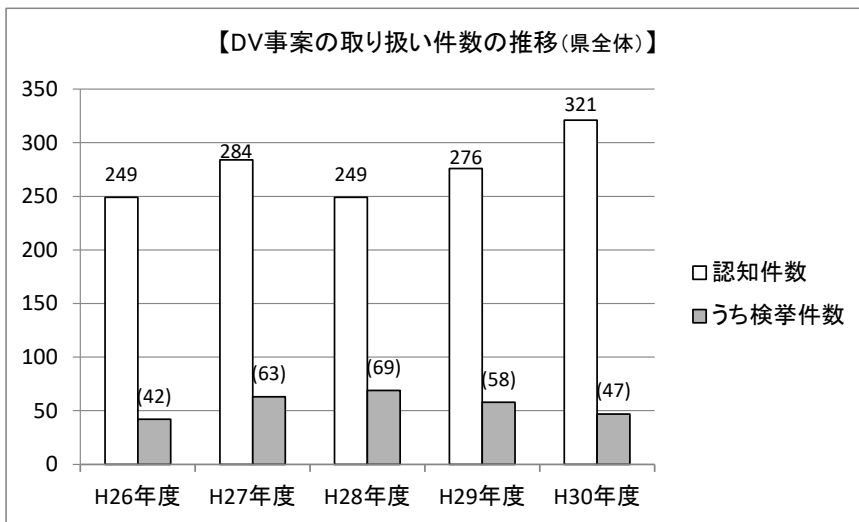
さらに、中学生のデートDVの認知状況は、言葉も内容も知っている人は4割程度となっています。デートDVは将来のDVに繋がる恐れもあるため、若い世代へのDV予防教育の充実を一層推進します。



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課



資料：唐津市子育て支援課

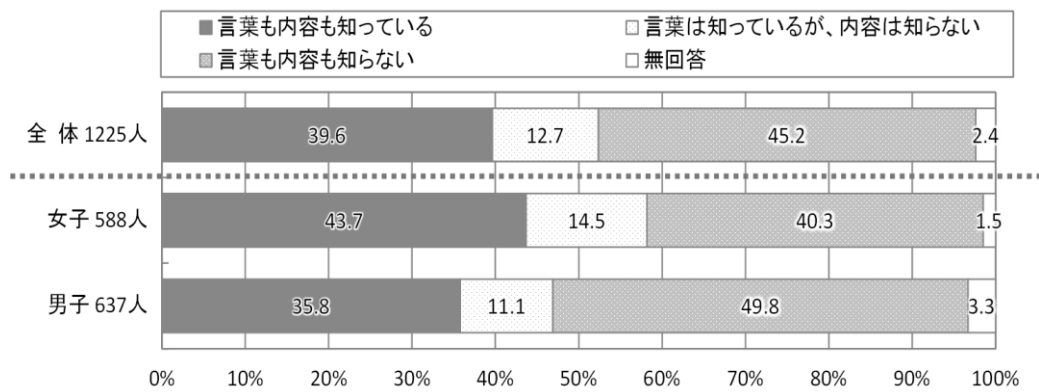


資料：佐賀県警察本部

【DVを受けたことがある割合】

※グラフは後ほど差し込みます。

【「デートDV」の認知状況】



資料：男女共同参画に関する中生意識調査支援業務（平成30年）：問19

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①DV防止に向けた意識啓発と情報提供		
広報・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、行政放送、ホームページやメディアなどを活用した情報発信を積極的に行う。 ・DVについて正しい理解と認識を得られるよう、講演会や講座を開催する。 ・街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行動、注意点（性犯罪、DV防止を含む）等に関する説明会を実施する。 	危機管理防災課
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配付を行い、意識啓発・情報提供等を行う。 ・障がい者に対するDVを含んだ虐待防止に関して啓発等を行う。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・DVを含むあらゆる人権問題の理解促進のため、社会・同和教育指導員による講座などを活用しながら啓発と情報提供を行う。 	生涯学習文化財課
関連図書の展示・貸出・収集	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、市民への提供を行う。 	近代図書館
災害時におけるDV防止の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員や自主防災組織をはじめとする地域防災に携わる人などに避難所での性暴力やDV防止の啓発を行う。 	危機管理防災課 男女参画・女性活躍推進課
施策②若年者に対するDV予防教育の推進		
デートDV防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年や中学生などへのデートDV防止の啓発を行う。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行うデートDV防止未然防止教育の周知を行う。 ・若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（小中学生を含む）に対する社 	生涯学習文

	会・同和教育指導員による講師派遣事業において、人権啓発教育を実施する。	化財課
--	-------------------------------------	-----

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
講演会などの参加者数	74人	100人
自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回	15回

▼関連計画

- ・唐津市避難所運営マニュアル
- ・唐津市地域防災計画

施策の方向（２）相談体制の整備と被害者支援の充実

▼現状と課題

市民意識調査では、DVの被害にあった人のうち、誰かに打ち明けることができなかつた・相談しなかつた人は約 7 割となっており、DVを受けた人の多くが、誰にも相談することができず我慢していることが分かりました。

男女間の暴力防止のために必要なこととして、男女ともに被害者が安心して相談できる窓口の確保を求めていることから、相談体制の整備と相談窓口の周知は重要です。

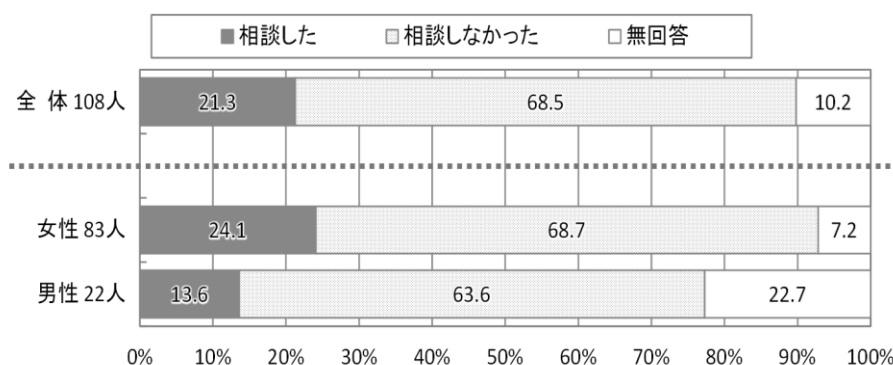
DVの被害者には、女性のみならず、男性や、子ども・中高生などの若い世代に加え、高齢者、障がいのある人、外国人なども含まれることから、誰もが安心して相談できる体制づくりを推進します。

また、緊急時の被害者支援として、関係機関との連携による安全な避難場所の確保や、加害者への住民基本台帳の閲覧制限など、被害者情報の徹底管理に向けた意識向上が必要です。

さらに、DV被害者の自立した生活の支援のため、仕事や住宅、生活費の確保、子どもの就学問題など、課題が多く分野にまたがり、様々な手続きが必要となります。

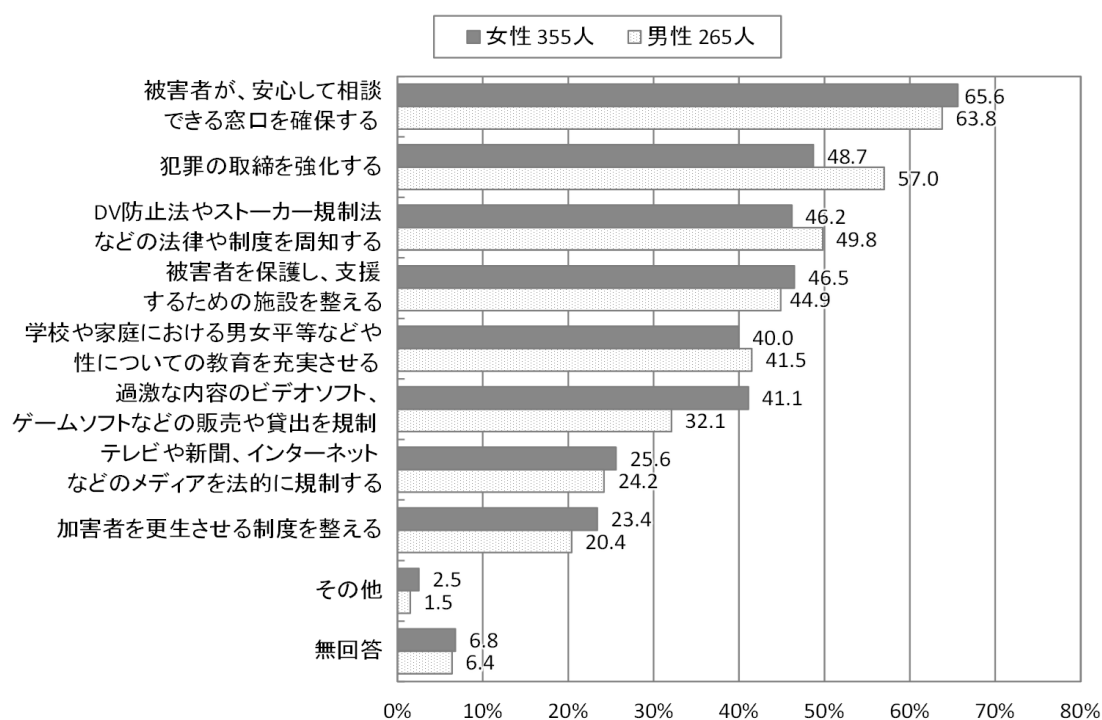
このため、住宅確保、就労・就学に向けた支援、精神的な支援など関係部署が連携し、被害者の自立に向けて絶え間ない支援を行うことが重要です。

【DVをされたことの相談状況】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成 30 年）：副問 20-1

【男女間における暴力防止のために必要なこと】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成 30 年）：問 21

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①相談体制の整備と相談窓口の周知		
あらゆる人に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備することで、相談体制の充実を図る。 プライバシーの確保など被害者が安心して相談できる体制を充実する。 相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように相談員の資質向上に努める。 日本語での相談が困難なときは、県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。 	子育て支援課

	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に伴う種々の困り感に対応した相談窓口につなげるなど乳幼児期の相談体制の充実を図る。 ・乳児全戸訪問、養育訪問を行い、子育て状況の把握をすることで、適正な相談と支援を行う。 ・妊娠の届出の際に支援者の有無や心身の問題など子育て環境等の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応など、妊娠期からDVや虐待の予防につなげる。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人に対して、手話通訳や要約筆記で対応できる相談体制を整えるなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制の充実を図る。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の人からの相談は、必要に応じて地域包括支援センターなどと連携し、相談体制の充実を図る。 	地域包括支援課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、市報、リーフレットやカードなどを活用して、唐津市女性総合相談窓口を周知する。 	子育て支援課 男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・男性やLGBTの相談は、市ホームページや市報、リーフレットやカードなどを活用して、佐賀県DV総合対策センターの相談窓口を周知する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や庁内の部署と連携して相談窓口を周知する。 	保健医療課
施策②被害者の安全確保の徹底		
情報の管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者関連窓口用引きの更新と活用を徹底する。 ・被害者情報の管理徹底のため、職員を対象とした研修を実施する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育所などの関係機関と情報共有にあたっては、被害者及び子どもの情報管理を徹底する。 	子育て支援課 学校教育課
安全確保の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の個人情報保護を徹底する。 ・DV被害者に対して、本人通知制度 	市民課

	※1や支援措置制度※2の情報提供を行う。 ・本人通知制度を市報や市のホームページなどで広報する。	
--	---	--

※1 支援措置制度とは、DV加害者に被害者の情報が知られないように、被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付を制限する制度です。

※2 本人通知制度とは、住民票の写しなどが第三者から請求されたときに、本人に請求があったことを通知する制度です。

施策③被害者支援の充実		
公営住宅応募における入居資格の優遇措置	・DV被害者が公営住宅を申し込むにあたり、入居資格審査の優遇措置を行う。	建築住宅課
子どもへの配慮や支援	・就園・就学及び転校にあたっては、 情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに 、円滑に就学や保育ができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	子育て支援課 学校支援課
	・特に 県外からのDV被害者で 、妊婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対する個人情報守秘の徹底や検診、予防接種、育児相談などが適切に 受診 できるように配慮する。	保健医療課
就業支援制度に関する情報提供	・DV被害者の自立のため、就業支援制度について情報提供を行う。	商工振興課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
乳児全戸訪問の実施率	95.9%	100%

▼関連計画

- ・なし

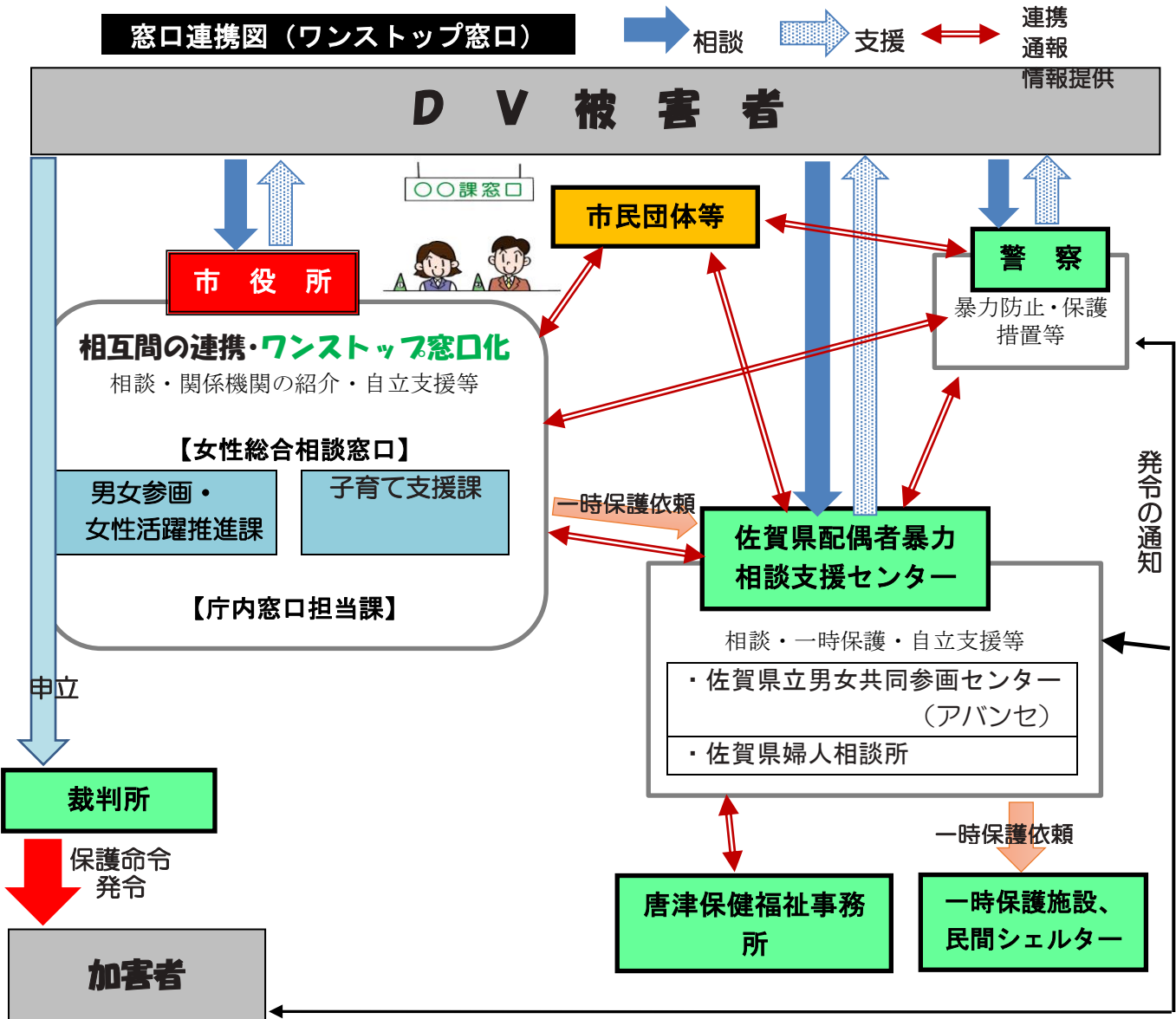
施策の方向（３）被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

▼現状と課題

DV被害者の早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある医療機関や保健、福祉、教育機関などの協力が必要不可欠です。

また、被害者の早期発見だけでなく、保護や自立支援などにおいても、DV被害の状況や被害者の置かれた環境は様々で、関係する庁内の部署や庁外の関係機関が多岐にわたるため、関係機関との連携強化が重要になっています。

DV被害者の保護・支援を円滑に行うため、様々な関係機関が共通の理解・認識を持ち、情報管理の徹底と、相談・保護・自立支援という段階に応じた確実な連携を強化します。



▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①関係機関との連携強化		
関係機関との連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関等との連携を図り、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、様々なケースに対応する。 ・ 相談内容に応じて、迅速かつ適切に対応できるよう、警察や医療機関を含めた関係機関と情報の共有や協力体制を強化する。 ・ 緊急時や夜間の相談には、警察や婦人相談所と連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。 ・ 医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者などと連携し、情報共有を行うことで被害者の早期発見に努める。 ・ 庁内関係部署との情報交換や検討会議を行い、連携体制を強化する。 ・ アルコールや薬物依存と関連した相談窓口の周知を行うとともに、専門の相談機関との連携を強化する。 	子育て支援課 男女参画・女性活躍推進課 関係課 子育て支援課 子育て支援課 男女参画・女性活躍推進課 保健医療課
苦情に対する適正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・保護・支援をする職員の対応などに被害者から苦情が寄せられた場合、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。 	子育て支援課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市職員向けDV関連研修会等の開催数	年1回	年1回
庁内関係部署との検討会議	必要に応じ	年1回

▼関連計画

・なし